

○厚生労働省告示第百四十三号

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十五条第三項、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項第十号、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八条第十一号、第九十八条第一号及び第九十七条第十号、船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第八十六条第十二号、第九十六条第一号及び第九十三号）第四十一条第七項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示

次に掲げる告示の規定中「による」の下に「高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る」を加える。

- 一 社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和五十二年厚生省告示第二百三十九号）第十一号
- 二 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付（昭和五十二年厚生省告示第二百四十号）第十一号
- 三 健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十五号）第十二号
- 四 健康保険法施行規則第百六条第一号及び第九十七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十七号）第十三号
- 五 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十四号）第十二号
- 六 国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十年厚生労働省告示第二百三十八号）第十一号
- 七 健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十一年厚生労働省告示第二百九十号）第四号